

船橋市環境保全条例に係る水質汚濁の特定施設

番号	施設の種類
1	油缶その他の空き缶再生業の用に供する洗浄施設
2	ばい煙または粉じんの湿式処理施設
3	畜産農業またはサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)牛房施設(牛房の総面積が 100m ² 未満のものを除く) (2)馬房施設(馬房の総面積が 100m ² 未満のものを除く) (3)鶏舎(鶏の飼養羽数が 1,000 未満のものを除く)
4	食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であって、印旛沼に流入する公共用水域に排水を排出するもの(総床面積が 100m ² 未満の事業場に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 72 号から第 74 号までに掲げる特定施設または湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和 60 年政令第 37 号)第 5 条第 2 号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。以下これらを「特定ちゅう房施設」という。)並びに特定ちゅう房施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設

【備考】

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設及び同条第 3 項に規定する指定地域特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 14 条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を除く。